

平成22年4月16日

第2172号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

- 狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施（191・自然保護課）……………1
- 公有水面埋立免許願書の提出（192・水産漁港課）……………3
- 特定計量器定期検査の実施（193・産業政策課）……………3
- 建設業の許可の取り消し（194・秋田地域振興局総務企画部）……………5
- 建設業の許可の取り消し（195・仙北地域振興局総務企画部）……………6
- 道路区域の変更（196、197・雄勝地域振興局建設部）……………6

## 公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（鹿角地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の役員の就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）2件……………7
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………8
- 県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）……………8
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の就任の届出（雄勝地域振興局農林部）……………9

## 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（26）……………9
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（27）……………9

## 告 示

## 秋田県告示第191号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成22年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る平成22年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項及び同施行規則第59条第2項において準用する同施行規則第51条第2項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 狩猟免許試験

## (1) 日時及び場所

日	時	場	所
平成22年7月1日	午後1時	大仙市大曲日ノ出町二丁目7番地53	大仙市大曲交流センター
平成22年8月29日	午後1時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4	秋田県森林学習交流館
平成22年10月1日	午後1時	北秋田市上杉字中山沢128番地	秋田県立北欧の杜公園

## (2) 試験科目

## ア 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

## イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

## ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別等の課題について行う。

## 2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

## (1) 日時及び場所

日	時	場	所
平成22年6月24日	午前9時	北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部(北秋田保健所)	
平成22年7月11日	午後1時	秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎	
平成22年8月4日	午前9時	大仙市大曲上栄町13番地62 仙北地域振興局	
平成22年9月8日	午前9時30分	秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎	

## (2) 適性検査及び講習の内容

## ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

## イ 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、3時間以上の講習を行う。

## 3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

## (1) 狩猟免許試験の受験

## ア 狩猟免許申請書

イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

エ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

## (2) 狩猟免許の更新

## ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

## 4 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成22年5月6日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の2日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 5 申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 申請書類は、平成22年5月6日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の2日前までに住所地を所管する地域振

興局長に提出すること。

- (2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。

6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会員手帳等)を持参すること。

7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先

秋田県生活環境部自然保護課又は各地域振興局森づくり推進課

### 秋田県告示第192号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があつたので、同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係図書を縦覧に供する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 願書の要領

(1) 埋立出願人の名称、住所及び代表者の氏名

- ア 名称 秋田県  
イ 住所 秋田市山王四丁目1番1号  
ウ 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- ア 埋立区域  
位置 にかほ市平沢字上町42番地先の公有水面  
面積 228.65平方メートル
- イ 埋立に関する工事の施行区域  
位置 にかほ市平沢字上町4番14から同字43番3を経て同字49番1に至る間の土地に接する臨港道路敷地及び同字42番地先の公有水面  
面積 4,773.30平方メートル

(3) 埋立地の用途

- 3. 0メートル岸壁用地

(4) 出願の年月日

平成22年3月29日

2 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧期間 平成22年4月16日から同年5月7日まで  
(2) 縦覧場所 農林水産部水産漁港課及び由利地域振興局農林部

### 秋田県告示第193号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査対象区域	検査対象特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
仙北市	非自動はかり及び分銅	平成22年5月17日	午前10時から	田沢湖総合開発センター
			正午まで	
		平成22年5月18日	午後1時30分から	西木総合開発センター
			午後3時30分まで	
平成22年5月18日	非自動はかり及び分銅	午前10時から	角館交流センター	
		午後3時まで		

美郷町	非自動はかり及び分銅	平成22年5月19日	午前10時から	美郷町仙南体育館
			正午まで	
		平成22年5月20日	午後1時30分から	美郷町千畑交流センター
			午後3時30分まで	
湯沢市	〃	平成22年6月2日	午前10時から	湯沢市雄勝文化会館
			正午まで	
		平成22年6月3日	午後2時から	湯沢市役所皆瀬庁舎
			午後4時まで	
		平成22年6月7日	午前10時から	稲川農村環境改善センター
			午後4時まで	
		平成22年6月8日	午前10時から	湯沢生涯学習センター 三関地区センター
			午後4時まで	
		平成22年6月9日	午前10時から	
			午後3時まで	
羽後町	〃	平成22年6月10日	午前9時30分から 正午まで	羽後町多目的研修集会施設
東成瀬村	〃	〃	午後2時から 午後3時30分まで	東成瀬村防災情報センター
大仙市	〃	平成22年7月1日	午前10時から	大仙市協和総合支所車庫棟
			午前11時30分まで	
		平成22年7月2日	午後1時30分から	大仙市南外コミュニティセンター
			午後3時まで	
		平成22年7月2日	午前10時から	大仙市神岡総合支所車庫棟
			午前11時30分まで	
		平成22年7月5日	午後1時30分から	西仙北中央公民館
			午後4時まで	
		平成22年7月5日	午前10時から	太田農村環境改善センター
			午前11時30分まで	
平成22年7月6日	午後1時30分から	大仙市仙北就業改善センター		
	午後3時まで			
平成22年7月6日	午前10時から	中仙農村環境改善センター		
	午後3時まで			
平成22年7月7日	午前10時から	大仙市大曲体育館		
	午後4時まで			
大仙市	〃	平成22年7月8日	午前10時から 午後4時まで	大仙市大曲体育館
		平成22年7月9日	午前10時から 午後3時まで	
横手市	〃	平成22年7月26日	午前10時から	大雄地域福祉センター
			午前11時30分まで	
		平成22年7月27日	午後1時から	平鹿就業改善センター
			午後4時まで	
		平成22年7月27日	午前10時から	大森コミュニティセンター
			午前11時30分まで	
		平成22年7月28日	午後1時30分から	雄物川就業改善センター
			午後3時30分まで	
		平成22年7月28日	午前9時30分から	増田体育館全天候型イベント 広場
			正午まで	

			午後1時から 午後4時まで	十文字文化センター
		平成22年7月29日	午前10時から 午後3時まで	山内体育館
		平成22年8月3日	午前10時から 午後4時まで	横手市勤労者等福祉施設
		平成22年8月4日	午前10時から 午後4時まで	
		平成22年8月5日	午前10時から 午後3時まで	
由利本荘市	〃	平成22年8月31日	午前10時30分から 午前11時30分まで	岩谷体育館
			午後1時30分から 午後3時30分まで	岩城自然休養村センター
		平成22年9月1日	午前9時30分から 正午まで	日新館
			午後1時30分から 午後4時まで	由利本荘市鳥海保健センター
		平成22年9月2日	午前10時から 正午まで	由利本荘市東由利健康増進センター
			午後1時30分から 午後3時30分まで	由利中央コミュニティセンター
		平成22年9月3日	午前10時から 午後3時まで	西目公民館（シーガル）
		平成22年9月7日	午前10時から 午後4時まで	由利本荘市市民交流センター
		平成22年9月8日	午前10時から 午後4時まで	
		平成22年9月9日	午前10時から 午後3時まで	
にかほ市	〃	平成22年9月13日	午前10時から 正午まで	労働者研修センター（エニワ ン）
			午後1時30分から 午後4時まで	総合福祉交流センター（スマ イル）
		平成22年9月14日	午前10時から 午後3時まで	象潟構造改善センター

## 2 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日

平成22年5月17日から平成23年3月31日まで

## 3 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、3日以上を受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定により、申請すること。

## 4 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称

社団法人秋田県計量協会

## 秋田県告示第194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 処分をした年月日

平成22年4月5日

## 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社佐藤組

男鹿市船川港船川字芦沢140番地の1

代表取締役 佐藤 美紀

秋田県知事許可(般-17)第3570号

### 3 処分の内容

土木工事業、は装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

### 4 処分の原因となった事実

平成22年4月5日付けで土木工事業、は装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第195号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 1(1) 処分をした年月日

平成22年4月6日

#### (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

武田工務店

大仙市協和船岡字合貝68

武田 公毅

秋田県知事許可(般-20)第60317号

#### (3) 処分の内容

とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

#### (4) 処分の原因となった事実

平成22年4月6日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 2(1) 処分をした年月日

平成22年4月6日

#### (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社秋庭造園土木

大仙市四ツ屋字下古道127-1

代表取締役 鷹 翫 由 夫

秋田県知事許可(般-18)第12811号

#### (3) 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

#### (4) 処分の原因となった事実

平成22年4月6日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	342号	A 雄勝郡東成瀬村岩井川字大石53番3から48番1地先まで	9.00~19.00	0.108
			B 雄勝郡東成瀬村岩井川字大石54番地先から50番1地先まで	22.00~27.00	0.140
	新	342号	雄勝郡東成瀬村岩井川字大石54番地先から50番1地先まで	22.00~27.00	0.140

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分とする。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成22年4月16日から同月30日まで

秋田県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	397号	A 雄勝郡東成瀬村岩井川字大石48番1地先から65番1地先まで	9.00~19.00	0.108
			B “	22.00~27.00	0.140
	新	397号	雄勝郡東成瀬村岩井川字大石48番1地先から65番1地先まで	22.00~27.00	0.140

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分とする。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成22年4月16日から同月30日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町大地字上村114番地2

宮 政 義

2 就任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町大地字上村19番地2

小 館 康 弘

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

大館市長坂字屋敷67番地

小笠原 與志夫

大館市山田字新明岱184番地

幸 坂 良 子

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市太平八田字堂の前32番地

櫻 田 政 治

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市太平八田字上八田7番地

永 井 英 夫

## 3 退任監事の住所及び氏名

秋田市太平八田字上八田7番地

永 井 英 夫

## 4 就任監事の住所及び氏名

秋田市太平八田字堂の前31番地

阿 部 留 寿

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八郎潟土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字下川原20番地7

石 川 定 樹

〃 〃 字中嶋6番地24

三 戸 兼 光

〃 八郎潟町真坂字南真坂8番地

佐 藤 長

〃 八郎潟町夜叉袋字一本木78番地

村 井 清之丞

〃 〃 字中羽立9番地7

村 井 孝 之

〃 八郎潟町字一日市134番地9

石 井 敏 雄

〃 〃 字下川原16番地3

谷 村 光 雄

〃 〃 字中田31番地

小 野 松太郎

〃 八郎潟町夜叉袋字一向堂22番地3

渡 部 寿 一

〃 八郎潟町真坂字石塚184番地

小 玉 善一郎

〃 八郎潟町字中嶋165番地

畠 山 一 孝

## 2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字下川原20番地7

石 川 定 樹

〃 〃 字中嶋6番地24

三 戸 兼 光

〃 八郎潟町真坂字石塚184番地

小 玉 善一郎

〃 八郎潟町字中嶋165番地

畠 山 一 孝

〃 〃 字下川原16番地3

谷 村 光 雄

〃 八郎潟町夜叉袋字一本木78番地

村 井 清之丞

〃 〃 字一向堂22番地3

渡 部 寿 一

〃 八郎潟町字一日市134番地9

石 井 敏 雄

〃 八郎潟町真坂字南真坂8番地

佐 藤 長

〃 八郎潟町夜叉袋字中嶋田111番地5

村 井 昇

〃 八郎潟町字中田31番地

小 野 松太郎

## 3 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字大道18番地4

川 口 豊 昭

〃 八郎潟町夜叉袋字中嶋田111番地5

村 井 昇

〃 八郎潟町真坂字鳥屋崎182番地50

小 玉 孝太郎

## 4 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字中嶋190番地

小 柳 清 忠

〃 八郎潟町真坂字新田家ノ下22番地

渡 部 利 勝

〃 八郎潟町夜叉袋字一本木88番地11

工 藤 正 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員（就任）の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 就任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字飯塚79番地

二 田 忠千代

## 2 就任監事の住所及び氏名

潟上市飯田川和田妹川字山下17番地

鈴 木 鋼 生

県営土地改良事業（女米木地区経営体育成基盤整備事業）につき、その工事を平成22年3月30日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第16項の規定により、秋田県七滝土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町野中中明子26番地

畑 山 源太郎

大仙市高梨字下沖田77番地

池 田 武

仙北郡美郷町天神堂字小出165番地

高 橋 英 喜

## 2 就任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町野中中明子26番地

畑 山 源太郎

大仙市高梨字下沖田77番地

池 田 武

仙北郡美郷町天神堂字小出165番地

高 橋 英 喜

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿気土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月7日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

湯沢市深堀字宮伝149番地

井 上 章

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年4月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,621

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,839

## 秋選管告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年4月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市 89,371

能代市山本郡 26,514

横手市 28,194

大館市 22,525

男鹿市	9,678
湯沢市雄勝郡	20,693
鹿角市鹿角郡	11,745
由利本荘市	24,232
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,036
北秋田市北秋田郡	11,634
にかほ市	7,788
仙北市	8,647
南秋田郡	7,622

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号